



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

郵便受箱

Mail Boxes

BLS MB:2018

2018年7月13日公表・施行

一般財団法人

ニセーラビニ

目 次

優良住宅部品認定基準 郵便受箱

I. 総則

- 1 適用範囲
- 2 用語の定義
- 3 部品の構成
- 4 材料
- 5 施工の範囲
- 6 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 郵便受箱のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

郵便受箱

I. 総則

1 適用範囲

郵便物を収納する郵便受箱で、住宅のほか、事務所、老人ホーム、学校又は店舗に設置するものに適用する。

2 用語の定義

- a) 掛金具：郵便受箱に南京錠を取り付けられる受け金具をいう。
- b) 施錠装置：郵便受箱を施錠するためのダイヤル錠、シリンダー錠等をいう。
- c) 仮締め錠：郵便受箱の扉を閉じた時、仮締めの状態になるもので南京錠を取り付けられるものをいう。
- d) ネームプレート受け：ネームプレートを固定する受け金具をいう。
- e) 角2封筒：A4サイズを封入する規格サイズの封筒をいう。
- f) 大型郵便物：350mm×250mm×30mmサイズの郵便物をいう。
- g) 種類：規格型または自由型とし、その呼称等は、表-1による。

表-1 種類と呼称等

種類	呼称	
規格型	A4用標準化対応郵便受箱	A4サイズ[297mm×210mm]の投入物が投入口から収納でき、複数戸を一体としたもので、外形寸法を標準化した郵便受箱
	角2用標準化対応郵便受箱	角2封筒[332mm×240mm]の投入物が投入口から収納でき、複数戸を一体としたもので、外形寸法を標準化した郵便受箱
自由型	標準	A4サイズ[297mm×210mm]の投入物が投入口から収納できる大きさで、自由な形状・寸法及び組合せの郵便受箱
	大型対応	大型郵便物[350mm×250mm×30mm]が投入口から収納できる大きさで、自由な形状・寸法及び組合せの郵便受箱

- h) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- i) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- j) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。
当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- k) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3 部品の構成

構成部品は、表-2による。

表-2 構成部品

構成部品名		構成の別(注)	備考
主要 部材	面材	天板	●
		側板	●
		底板	●
		背板（又は前板）	●
		扉	●
	可動部材	施錠装置 （又は仮締まり錠、掛金具）	●
備品		丁番	●
	備品	自立用ポール	△
		ネームプレート受け	○
フェンス取付金具		△	

注)

- ：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

- a) アンカーの躯体への固定（壁付け及び自立用ポールの場合）
- b) 郵便受箱の取付（個々の郵便受箱の接合を含む）

* 躯体との隙間埋めやコーキング等は、施工範囲対象外とする。

6 寸法

- a) 製作寸法許容差

製作寸法許容差は、±2.0mm とする。

- b) 「規格型 A4 用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法及び構成は、表-3 及び図-1 による。なお、表-3 に示す構成を全て保有すること。
- c) 「規格型角 2 用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法及び構成は、表-4 及び図-1 による。
- d) 「規格型角 2 用標準化対応郵便受箱」のユニット当たりの投入口幅の有効寸法は、350mm 以上とし、内部高さの有効寸法は、250mm 以上、奥行有効寸法は、150mm 以上確保されていればよいこととする。ただし、扉が外付けの場合、扉の寸法は含まない。
- e) 「自由型」の寸法については、「2 用語の定義」によることとする。

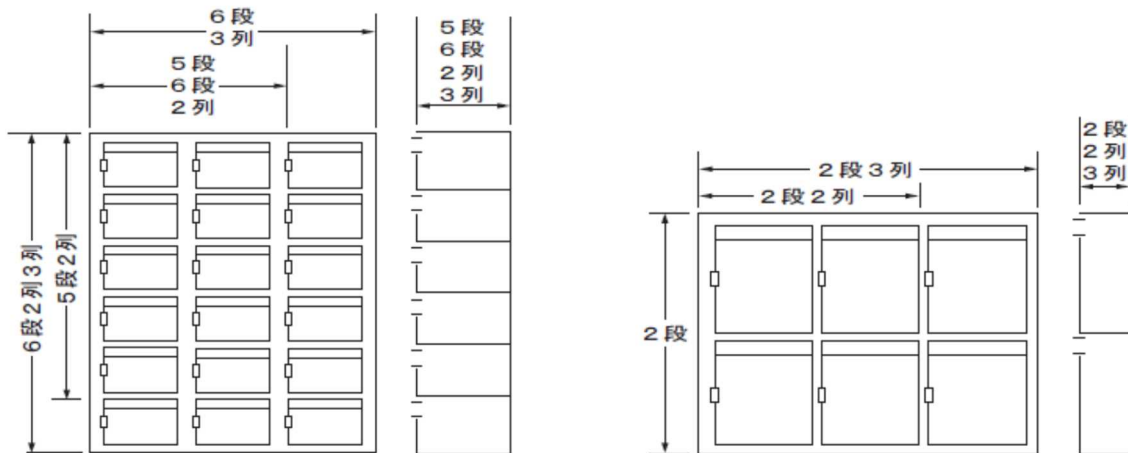
表-3 「A4用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法・構成 (単位: mm)

構成		幅(W)	高さ(H)	奥行(D)
横型	2段2列	654	514	140
		690	500	150
	2段3列	972	514	140
		1,026	500	150
	2段4列	1,290	514	140
		1,362	500	150
縦型	2段2列	500	690	150
	2段3列	740	690	150
	5段2列	494	858	300
	6段2列	494	1,026	300
	6段3列	732	1,026	300

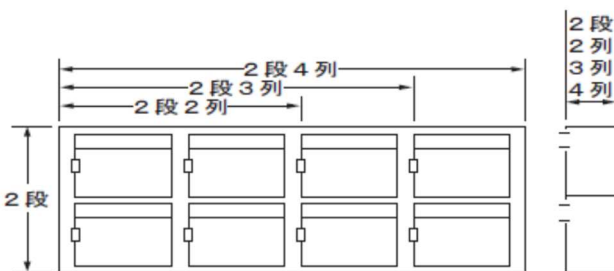
表-4 「角2用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法・構成 (単位: mm)

構成		幅(W)	高さ(H)	奥行(D)
横型	2段2列	760	520	150
	2段3列	1,140	520	150

A4用標準化対応郵便受箱 (縦型)



A4用標準化対応郵便受箱 (横型)



角2用標準化対応郵便受箱



図-1 標準化対応郵便受箱の構成

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 「規格型」は、以下によること。
 - 1) A4用標準化対応郵便受箱は、A4サイズの大きさが収納できること。
 - 2) 角2用標準化対応郵便受箱は、角2封筒が全て収納できること。
- b) 「自由型」は以下によること。
 - 1) 標準はA4サイズの大きさが全て収納できること。
 - 2) 大型対応は大型郵便物が収納できること。
- c) ネームプレート受けは、氏名、部屋番号が確認しやすいこと。
- d) 扉の開閉は、スムーズであること。
- e) 屋外設置型は、雨水の排水ができる構造であること。
- f) 仕上げ面は、著しい傷、変形、亀裂等がないこと。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 郵便受箱の固定強度
郵便受箱の固定部分及び接合部に使用上支障のある変形、ガタツキ、脱落がないこと。
- b) 扉の強度
扉は、使用上支障のあるガタツキ、変形、破損等がないこと。
- c) 錠の施錠強さ
郵便受箱の施錠装置は、扉を施錠した状態で引張荷重を加えた時、扉が開かないこと。また、使用上支障のある著しい変形がないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 形状・加工の安全性
人体、衣服、投入物等が直接触れる部分には、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。
- b) 郵便物の保安性
 - 1) 施錠装置があるか、又は取り付けられること
 - 2) 郵便受箱は、投入された郵便物を保護することができる形状であること。
 - 3) 外部からの郵便受箱内部の視認性を低くするため、郵便受箱の投入口部分にフラップを設置することが望ましい。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

- a) 耐食性

部材の耐食性は、所定の塩水噴霧により、各部に著しい腐食、塗膜のふくれ、われ、はがれ等が発生しない適切な耐食性を有すること。

b) 耐塩水性

表面処理の耐塩水性は、所定の塩水への浸せきにより、塗膜のふくれ、われ、はがれ、錆等が発生しない適切な耐塩水性を有すること。

c) 耐衝撃性

塗膜の耐衝撃性は、所定の衝撃により、著しいわれ、はがれ等のない十分な耐衝撃性を有すること。

d) 硬さ

塗膜の硬さは、所定の引っかきにより、著しいきずの発生しない硬さを有すること。

e) 付着性

塗膜の付着性は、所定の付着力の確認方法により、剥離のない適切な付着力を有すること。

f) 耐候性

塗膜の耐候性は、所定の暴露において、著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 郵便受箱のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にす

ること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより、生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 箱体の剛性の瑕疵について（施工の瑕疵を含む。） 5年

2) その他の部分又は機能に係る瑕疵 2年

<免責事項>

1 本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

9 漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

所有者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品である

こと。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書及び保証書が、所有者等に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームペー

ジにより、所有者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

- 1 この認定基準（郵便受箱 BLS MB:2018）は、2018年7月13日から施行する。
- 2 この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（郵便受箱 BLS MB:2016）は廃止する。
- 3 この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
- 4 この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（郵便受箱）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（郵便受箱）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I. 今回の改正内容

- 1 廃止 JIS 規格（JIS K 5400）等を現行 JIS 規格（JIS K 5600）へ移行

II. 基準改正の履歴

【2016 年 4 月 15 日公表・施行】

- 1 郵便物の保安性に関する要求事項の改正
- 2 引用する JIS 規格年度の更新

【2015 年 8 月 31 日公表・施行】

- 1 免責事項の表現の統一

【2015 年 3 月 31 日公表・施行】

- 1 試験方法（固定強度試験、扉の強度試験及び錠の施錠強さ試験）の改正

【2013 年 7 月 5 日公表・施行】

- 1 用語の定義に種類を追加
- 2 大型対応を規定

【2013 年 4 月 30 日公表・施行】

- 1 保証における免責事項の基準内への記載
- 2 引用 JIS 規格年度の更新

【2010 年 3 月 19 日公表・施行】

- 1 「3 部品の構成」の改正
- 2 「2.3 適切な施工の担保」、「3.4 施工に関する情報提供」の改正

【2010 年 3 月 19 日公表・施行】

- 1 適用範囲の拡大

【2008 年 10 月 1 日公表・施行】

- 1 附則の追記

【2007 年 11 月 30 日公表・施行】

- 1 認定企業名の表示位置に関する例示仕様の追加【II. 3.3 b)】

【2006 年 7 月 25 日公表・施行】

- 1 認定基準の制定

2 郵便物を保護できる形状の例示仕様の追加【Ⅱ.1.2.2 b) 2)】